



平成27年 2月17日

各 位

会 社 名 株式会社ムゲンエースト
代 表 者 名 代表取締役社長 藤田 進一
(コード番号：3299 東証マザーズ)
問 合 せ 先 常務取締役 管理本部長 吉岡 隆夫
(TEL. 03-5623-7442)

役員退職慰労金制度の廃止及び ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止、及び、既に当社第17回定時株主総会にてご承認頂いている金銭報酬額とは別枠で、当社取締役に対して報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する件及び当社の取締役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対して有利な条件でストックオプション（新株予約権）を発行する件を議案として、平成27年3月27日開催予定の当社第25回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

・ 役員退職慰労金制度の廃止の件

当社はこのたび、役員報酬制度の見直しの一環として、現行の役員退職慰労金制度を当該株主総会終結の時をもって廃止することといたしました。

又、当該株主総会終結後も引き続き在任する取締役及び監査役については、当該株主総会終結の時までの在任期間に応じた退職慰労金を打切り支給することを当該株主総会に付議いたします。

なお、退職慰労金の打切り支給時期は、各取締役及び各監査役が当社の取締役及び監査役を退任した時といたします。

・ 当社取締役に対して報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する件

1. 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役に対して、その報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当ての対象者

当社取締役（社外取締役を除く）

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式は当社普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率}$$

又、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の総数

124個を当社定時株主総会の日から1年間以内の日に、当社の取締役を割当先として各事業年度に発行する新株予約権の上限とする。ただし、本総会終結の日以後において、上記(2)に定める場合に該当する場合には、同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額とする。なお、当該払込金額は、各取締役が有する同額の当社に対する報酬債権と相殺する。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）1円に付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で当社取締役会が定める期間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日に限り、新株予約権を行使できるものとする。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会が定めるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得につきましては、当社取締役会の承認を要する。

(9) 行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てる。

(10) 新株予約権のその他の内容

上記(2)から(9)の細目及び新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとする。

(ご参考)

当社は、当該株主総会終結の時以降、当社の子会社の取締役に対しても上記の株式報酬型ストックオプションと同内容のストックオプションを、当社取締役会の決議により発行する予定であります。

・ 当社の取締役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対して有利な条件でストックオプション(新株予約権)を発行する件

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、当社の取締役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対し、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役(社外取締役を除く)及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式は当社普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当ての場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日又は効力発生日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

又、当社が合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により、合理的な範囲で付与株式数を適

切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知する。

(3) 新株予約権の総数

600 個を上限とする。

このうち当社取締役が付与する新株予約権は、すべての取締役あわせて 160 個を上限とする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後に下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1 円未満の端数を切り上げる。

記

当社が株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式無償割当て・株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合、公正な価額による新株式の発行の場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当決議日後2年を経過した日から3年以内とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員ならびに当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行行使することができないものとする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

新株予約権者が、上記(8)に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

その他の取得事由及び取得条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(10) 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い新株予約権の譲渡制限

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以上を総称して以下、「再編存続会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編存続会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編存続会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。

交付する再編存続会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的となる株式の種類

再編存続会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)で定められる1株当たり行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編存続会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権の行使期間

上記(6)に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(6)に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

その他行使条件及び取得条項

上記(8)及び(9)に準じて定めるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(7)に準じて定めるものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編存続会社の取締役会の承認を要する。

(12) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(14) 新株予約権のその他の内容

新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

3. 取締役に対して発行する新株予約権に関する取締役の報酬等の額について

当社の取締役に対し報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日に在任する当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じた額とする。新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件をもとに新株予約権の算定のために一般的に利用されている方式を用いて算定するものとする。

以上